

令和2年度 社会福祉法人弥富市社会福祉協議会 事業計画

《基本理念》

～ 人にやさしい住みよい福祉のまちづくり ～

“や” やさしさにあふれ

“と” ともに生き

“み” みんなでつくる魅力あるまちの

“ふ” ふだんの

“く” くらしの

“し” しあわせ

『や・と・み・ふ・く・し』の発展向上に努めてまいります。

《基本方針》

近年、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化してきていることに伴い、少子高齢社会の到来や人間関係の希薄化による地域力の低下など、様々な課題が生じています。

こうした中、地域住民が抱えている福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、住民主体の福祉活動を基に、関係各位との連携による福祉活動コミュニティづくりや地域福祉の推進が求められています。

本会といたしましては、市民の皆様、行政、区長会、民生・児童委員、福祉施設やボランティアなどとの協働により、各種支援、福祉事業及び福祉サービスを展開し、高齢者や障がい者、生活困窮者、児童、子育て家庭などの解決困難な福祉課題に取り組んでまいります。

また、これら諸課題に対応する地域をつくるためにも、「自助」を基本としつつ、「互助」の体制づくりを行うことで、地域力を高め、市民が主体的に参画することにより、「受け手」から“支え手”の一翼を担い、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる“みんなでつくる”『地域共生社会』の実現に努めてまいります。

《重点目標》

- ① 一人ひとりが生きがいをもって、充実した生活ができるまちづくりを目指して、地域福祉活動を活性化し、複合的なささえあいネットワークづくりを推進します。
- ② 支援が必要な人に手を差し伸べることが当たり前の感覚として身につくよう、次世代を担う子供たちが無理なく福祉を学べる場づくりや福祉教育を実施します。
- ③ 生活困窮者自立支援、日常生活自立支援、各種相談支援及び成年後見・権利擁護相談などにより、障がい者や高齢者等が安心して暮らせるよう支援します。
- ④ 小地域での見守り活動等により、一人暮らし高齢者等への情報発信や安否確認等の細やかな対応や支援につなげます。
- ⑤ 大規模災害に備えた災害時の対応体制を確立します。
- ⑥ 関係機関や団体との連携により、ワンストップサービスを推進します。

《事業内容》

・法人運営部門

(1) 総務事業

(ア) 法人運営事業

- ・理事会評議員会 ⇒ 法人運営事項について、協議、議決を行います。
- ・会員の募集 ⇒ 法人及び個人会員の加入を促進し、自主財源の確保に努めます。
- ・体制の整備 ⇒ 事務、事業の効率化を促進します。

(イ) 企画広報事業

- ・寄付者等の顕彰 ⇒ 高額寄付者等の顕彰を行います。
- ・広報活動 ⇒ 本会ホームページの開設や広報紙『やとみの福祉』を年2回発行することにより、本会の福祉活動の周知に努め、市民との良好な関係を構築し、情報発信に留まらず、社会のニーズや変化に対応します。

(2) 福祉援助活動事業

(ア) 心配ごと相談所事業

- ・心配ごと相談所の開設 ⇒ 一般相談（毎月2回、偶数月3回）、弁護士法律相談（毎月2回）及び司法書士相続等相談（奇数月1回）を行います。
- ・見舞金の贈呈 ⇒ 罹災見舞金を贈ります。
- ・法外援護費の給付 ⇒ 行旅病人等への援護費の給付を行います。

- (イ) 福祉用具短期貸出事業 ⇒ 車いすの短期間貸出を行います。

(3) 資金貸付事業

- (ア) 生活福祉資金貸付受託事業 ⇒ 県社協と連携し、資金の貸付、相談を行います。
- (イ) 暮らし資金貸付受託事業 ⇒ 低所得者対象に小口資金の貸付、相談を行います。

・地域福祉活動推進部門

(1) 地域福祉事業

(ア) 福祉でまちづくり事業

- ・地域福祉活動事業 ⇒ 福祉施設等で中学生、高校生の福祉体験学習の促進や福祉体験作文・共同募金作品コンクール等、各種地域福祉事業の企画立案を行います。

- ・結婚活動支援事業 ⇒ 毎月1回結婚相談を行います。
パーティー等により男女の出会いの場を創設することで結婚希望者の活動を支援します。

- (イ) 団体育成事業 ⇒ 各種団体の活動費の助成を行うほか、事業の計画、

実施の援助を行います。

[福寿会連合会・遺族会・子ども会連絡協議会・身体障害者福祉会・ひまわり会
すっこっこ・愛西断酒会・共同募金委員会・民生委員協議会等]

(ウ) 戦没者追悼式受託事業 ⇒ 戦没者をしのび、遺族とともに平和を誓います。

(2) 敬老事業

(ア) 敬老会受託事業 ⇒ 敬老会を開催し、長寿のお祝いをします。

(イ) 金婚式受託事業 ⇒ 結婚50周年のお祝いをします。

(3) 共同募金配分金事業

(ア) 高齢者福祉活動事業 ⇒ ひとり暮らし高齢者を対象に交流会（ふれあい昼食会）を行います。

(イ) 障がい児者福祉活動事業 ⇒ 障がいのある方を対象に日帰り体験バス旅行（旧機能回復訓練）を行います。

(ウ) 母子父子福祉活動事業 ⇒ 親子一緒に体験学習等をします。

(エ) 児童青少年福祉活動事業 ⇒ 児童・生徒会の育成を図ります。

(オ) ボランティア活動育成事業 ⇒ ボランティア連絡協議会の活動費助成、支援等を行います。また、ボランティアニーズ等の把握、ボランティア養成講座等を開催します。

(カ) 福祉育成援助事業 ⇒ 市内の学校を社会福祉協力校に指定し、福祉実践教室等の実施、支援、協力を行います。

(キ) 災害ボランティアセンター事業 ⇒ 大規模災害に備えた各種連携強化、災害ボランティアセンターを設置運営します。

(4) 歳末たすけあい配分金事業

(ア) 歳末たすけあい事業 ⇒ 歳末に福祉映画会並びに募金活動を実施します。

・在宅福祉サービス推進部門

(1) 居宅介護支援事業所 『弥富市社会福祉協議会なでしこ指定居宅介護支援事業所・弥富市社会福祉協議会十四山居宅介護支援事業所』

(ア) なでしこ居宅介護支援事業

・居宅介護支援事業 ⇒ サービス利用の相談、ケアプランの作成を行います。

・要介護認定調査受託事業 ⇒ 介護保険にかかる要介護認定調査を行います。

・地域包括支援センター受託事業 ⇒ 高齢者等の相談を受けます。

(イ) 十四山居宅介護支援事業

・居宅介護支援事業 ⇒ サービス利用の相談、ケアプランの作成を行います。

・要介護認定調査受託事業 ⇒ 介護保険にかかる要介護認定調査を行います。

・地域包括支援センター受託事業 ⇒ 高齢者等の相談を受けます。

(2) 訪問介護事業所 『弥富市社会福祉協議会なでしこ指定訪問介護事業所』

(ア) 訪問介護事業 ⇒ 要介護・要支援者宅にホームヘルパーを派遣し、

- 身体介護、生活援助を行います。
- (イ) 障害者居宅介護等事業 ⇒ 障がい者宅にホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助、移動支援を行います。
- (ウ) ホームヘルプサービス事業 ⇒ 市の要請によるホームヘルパーの派遣及び自費のホームヘルプサービスを行います。

・福祉サービス利用支援部門

(1) 相談支援事業所『弥富市社会福祉協議会なでしこ指定障害者相談支援事業所』

(ア) 相談支援事業

- ・相談支援受託事業 ⇒ 障がい児・者の相談を受け、サービス等利用計画の作成を行う。
- ・障害支援区分認定調査受託事業 ⇒ 障害支援区分の認定調査を行います。

(2) 成年後見事業

(ア) 成年後見受託事業

- ・成年後見相談支援事業 ⇒ 毎月1回、弁護士による成年後見制度・権利擁護に関する相談を行います。
- ・成年後見普及啓発事業 ⇒ 成年後見制度に関する研修、講座等を行い、周知啓発を推進します。

(3) 自立支援事業

(ア) 日常生活自立支援受託事業

- ・日常生活自立支援事業 ⇒ 認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等の判断能力が十分でない方のために、福祉サービスを利用する際の援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行います。

(イ) 生活困窮者自立支援受託事業

- ・生活困窮者自立支援事業 ⇒ 生活困窮者の自立の促進に関し、包括的な支援を行う相談支援窓口として『生活自立支援センター』の受託運営を行います。

・施設福祉部門

(1) 施設受託事業 就労継続支援B型事業所『チャレンジハウス弥富』・地域活動支援センター事業所『地域活動支援センター十四山』

- (ア) 就労Bチャレンジハウス弥富 ⇒ 一般企業等での就労が困難な障がいのある方に働く場を提供するとともに、就労移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- (イ) 地域活動支援センター十四山 ⇒ 障がいのある方に、創作的活動及び生産活動の提供、社会との交流の促進を図ります。
- (ウ) 送迎事業 ⇒ チャレンジハウス弥富及び地域活動支援センター十四山の利用者の送迎を行います。